

J Aバンク えひめ 農業災害支援資金

J Aバンク えひめ（県内11 J Aと県信連で構成）では、果樹における令和6年夏の猛暑および害虫被害（カメムシ異常発生）により影響を受けられた農業者等の皆様に対し、必要な資金を円滑に融通することにより、資金繰りや経営の安定化を図ることを目的として、「J Aバンク えひめ 農業災害支援資金」をご案内いたします。

本資金に対し、J Aバンクが利子補給を行うことにより、融資後 **5年間は無利子** となります。また、愛媛県農業信用基金協会の **保証料全額助成** いたします。

J Aバンク えひめは、これからも農業者等の皆様の様々なニーズに積極的に応えて参ります。

（詳しい内容は裏面をご覧ください。）



「JAバンクえひめ農業災害支援資金」の概要

資金名	JAバンクえひめ農業災害支援資金	利子補給	●JAバンクえひめ（愛媛県信連）利子補給を適用し、当初5年間0.60%の利子補給を行います。				
ご利用いただける方	●自然災害や家畜伝染病等により直接的・間接的に被害を受けた農業者等 ●個人の場合、最終償還時の年齢が満76歳未満の方（組合員・准組合員の方） 最終償還時年齢が76歳以上となる場合は、後継者を連帯保証人とします。	保証料	●一括前払いまたは分割払い ※但し、保証料助成の対象は一括前払いのみ。				
		保証料助成	●お借入日にお支払いいただき、借入月の翌々月の15日（休日の場合は翌営業日）に指定口座に入金します。				
資金使途	●被災等による生産量および販売数量の減少等により生じた農畜産物等の損失額 ●被災等により損失を受けた農地、果樹園地、農業用施設、農機具等の復旧に要する資金 ●その他被災等により生じた費用で農業経営の維持においてJAが必要と認めた資金	苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店（所）またはこちらにお申し出ください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">担当部署</td> <td style="width: 50%;">電話番号</td> </tr> <tr> <td>金融部 営業課</td> <td>0893-59-4182</td> </tr> </table> 当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）	担当部署	電話番号	金融部 営業課	0893-59-4182
担当部署	電話番号						
金融部 営業課	0893-59-4182						
借入金額	●個人10万円以上2,000万円以内 ●法人10万円以上2,000万円以内						
借入期間	●10年以内（据置期間3年以内）						
借入利率	●0.60%（固定金利）	確認資料	●JA所定の被災証明書（任意様式）の発行を受けてください。				
借入方法	●証書貸付	担保	●お申込みに際しては、当JAおよび愛媛県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。 審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。				
返済方法	●元利均等方式および元金均等方式とし、毎月返済方式、年1回、年2回返済方式が可能です。返済日はあらかじめJAが定めた特定の日とします。						
保証人	●必要に応じて担保を設定させていただきます。 ●愛媛県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。 ●法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ※個人・法人いずれの場合も連帯保証人を追加する場合があります。	その他					

令和6年10月1日現在

（※1）審査結果によってはお客様のご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

（※2）詳しい融資条件については、当JAまでお問い合わせください。

JA愛媛たいき 店舗名：金融部 営業課 TEL：0893-59-4182